

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月25日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第71号

建築基準法施行細則（昭和49年静岡県規則第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後															
<p>(建築等の許可の申請)</p> <p>第17条 次の各号に掲げる許可を受けようとする者は、省令第10条の4第1項又は第4項に規定する許可申請書正本1通及び副本3通（法第85条第3項若しくは第5項又は第87条の3第3項若しくは第5項の規定による許可の申請にあつては、正本1通及び副本2通）に、それぞれ当該各号の表に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p>	<p>(建築等の許可の申請)</p> <p>第17条 次の各号に掲げる許可を受けようとする者は、省令第10条の4第1項又は第4項に規定する許可申請書正本1通及び副本3通（法第85条第3項若しくは第5項又は第87条の3第3項若しくは第5項の規定による許可の申請にあつては、正本1通及び副本2通）に、それぞれ当該各号の表に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p><u>(9) 法第60条の2の2第1項第2号又は第3項ただし書の規定による許可</u></p> <table border="1" data-bbox="821 1126 1404 1986"><thead><tr><th data-bbox="821 1126 1005 1176">図書の種類</th><th data-bbox="1005 1126 1236 1176">明示すべき事項</th><th data-bbox="1236 1126 1404 1176">図書の様式</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="821 1176 1005 1225">公図写し</td><td data-bbox="1005 1176 1236 1225"></td><td data-bbox="1236 1176 1404 1225"></td></tr><tr><td data-bbox="821 1225 1005 1417">付近見取図</td><td data-bbox="1005 1225 1236 1417">方位、道路、目標となる地物、<u>地域地区及び都市計画施設</u></td><td data-bbox="1236 1225 1404 1417">様式第20号</td></tr><tr><td data-bbox="821 1417 1005 1899">配置図</td><td data-bbox="1005 1417 1236 1899">縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、申請に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の位置及び幅員</td><td data-bbox="1236 1417 1404 1899">様式第20号</td></tr><tr><td data-bbox="821 1899 1005 1986">各階平面図</td><td data-bbox="1005 1899 1236 1986">縮尺、方位、間取り、各室の用</td><td data-bbox="1236 1899 1404 1986">様式第20号</td></tr></tbody></table>	図書の種類	明示すべき事項	図書の様式	公図写し			付近見取図	方位、道路、目標となる地物、 <u>地域地区及び都市計画施設</u>	様式第20号	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、申請に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の位置及び幅員	様式第20号	各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用	様式第20号
図書の種類	明示すべき事項	図書の様式														
公図写し																
付近見取図	方位、道路、目標となる地物、 <u>地域地区及び都市計画施設</u>	様式第20号														
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、申請に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の位置及び幅員	様式第20号														
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用	様式第20号														

	<u>途及び主要部分の寸法</u>	
<u>2面以上の立面図</u>	<u>縮尺、開口部の位置及び建築物の高さ</u>	<u>様式第20号</u>
<u>日影図</u>	<u>省令第1条の3第1項の表2の(9)の項図書の種類の欄に掲げる日影図、日影形状算定表、2面以上の断面図及び平均地盤面算定表の区分に応じ、それぞれ同項明示すべき事項の欄に定めるもの</u>	<u>様式第20号</u>
<u>区域図</u>	<u>縮尺、方位、居住環境向上用途誘導地区の区域の境界線及び敷地の位置</u>	<u>様式第20号</u>
(9) <u>法第60条の3第1項ただし書</u> の規定による許可 (表略)	(10) <u>法第60条の3第1項第3号又は第2項ただし書</u> の規定による許可 (表略)	
(10)・(11) (略)	(11)・(12) (略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。